

令和6年度 高齢者等階段昇降支援事業補助金 補助対象事業者募集要項

1 趣旨

千葉市では、階段の昇り降りが難しい高齢者の方などの通院等の外出支援や在宅復帰、また、家族などの介護負担を軽減するため、市から補助金の交付を受けて、階段昇降機(バッテリーを搭載した電動の昇降機で、車輪やキャタピラ等が付き、外階段において自力で階段の昇り降りができない人を乗せた状態で外階段において階段昇降が可能なもの)を活用した階段昇降支援を行う事業者を募集します。

2 補助の内容

	導入支援	運営支援	
補助対象経費	- 当該年度に要する階段昇降機導入に係る費用(保守点検費用及び送料を含む。) - 補助対象となる階段昇降機に使用する予備バッテリーに係る費用	当該年度に要する階段昇降機に係る操作講習の受講費	当該年度に要する修繕費及び性能維持に必要な交換部品に係る費用
	ただし、以下の経費を除く。 - 交付決定日より前に支出された経費 - 当該補助金の他に、国、地方公共団体等から財政的支援を受ける経費及び、他の事業の用に供した経費		
補助基準額	555,000 円/台 (1 台まで/1 事業所)	14,000 円/人 (2人まで/1事業所)	250,000 円/台 (1台まで/1事業所)
補助要件	補助対象経費がリース費用(割賦販売契約に基づく割賦払いによる購入費用を含む。)の場合は、契約期間は原則4年(4年とすることが困難な場合は5年以上7年以内)とする。(2年目以降の補助継続については当該年度のサービス提供実績等を考慮のうえ、改めて決定を行います。)		
補助額	導入支援の対象となった階段昇降機に係る経費に限る。		
	補助対象経費の実支出額(補助対象経費から当該経費に充当した補助金及びその他の収入を控除した額をいう。)の合計と補助基準額とを比較して、いずれか低い額の10分の10		

※ 当該年度に要する階段昇降機のリース費用は、補助金の交付決定日から令和7年3月31日までが対象となります。

※ 補助金交付後に補助対象経費を対象に他の助成金等を受けた場合は、補助金の全部又は一部を返還する必要があります。

※ 補助金を受けて導入した階段昇降機については、千葉市補助金等交付規則に基づき、その処分(目的に反した使用、譲渡、交換、貸付、担保)に対して制限及び制限期間(階段昇降機の耐用年数)があります。

※ 補助事業を中止又は廃止した場合の補助基準額

・ リース費用(割賦販売契約に基づく割賦払いによる購入費用を含む。)

補助事業を開始した日又は当該年度の4月1日のいずれか遅い日から補助事業を中止又は廃止した前日までの期間を交付対象期間とし、当該年度の4月1日又は補助事業を開始した日のいずれか遅い日から当該年度3月31日又は補助事業を開始した日から契約期間を満了する日までのいずれか早い日までの期間から当該交付対象期間を除いた日数分の補助額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を補助予定額から控除した額

・ 購入費用

補助事業を開始した日から補助事業を中止又は廃止した前日までの期間を交付対象とし、補助事業を開始した日からの4年間から当該交付対象期間を除いた日数分の補助相当額について、日割り計算で算定し、1円未満の端数を切り捨てた額を補助予定額から控除した額

※ 補助要件について、再リース契約(リース契約に基づく階段昇降機の契約期間の満了後に引き続き階段昇降機を借り受けるリース契約をいう。)は除きます。

3 補助の対象者

- (1) 千葉市内に事業所を有し、1行政区以上又はこれに相当する範囲を対象区域として階段昇降機を活用した階段昇降支援を新たに実施する法人で、本市が公募により選考した事業者に補助金を交付します。
- (2) 公募は、階段昇降機を活用した階段昇降支援に係る事業を開始した日からリース契約又は割賦販売契約の契約期間中(一括払いによる購入の場合は4年)、継続する見込みがあり、階段昇降機の操作には補助者を配置して適切な安全管理体制を構築するとともに、賠償責任保険に加入したうえで、次の①～③のいずれか一つ以上のサービスを提供する事業者を対象として事業所ごとに行います。

- ① 介護サービス(訪問介護、訪問看護等で提供される身体介護等)を提供する事業者(通所系サービス(通所介護及び通所リハビリテーション)のみを提供する事業者を除く。)
- ② 障害福祉サービス(居宅介護等)、地域生活支援事業(移動支援)を提供する事業者
- ③ 全額自己負担となる高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス(介護保険が適用されない目的での外出に係る支援等)を提供する事業者

※ 上記①～③のサービス等と通所系サービスの両方を提供する事業者は、上記①～③のサービス等における階段昇降機を活用した階段昇降支援に支障が生じない範囲で補助対象となる階段昇降機を通所系サービスに活用することが可能です。

※ 階段昇降機の操作の補助者については有資格者である必要はなく、利用者の家族等でも問題ありませんが、階段昇降機の操作者に加えて、補助者についても介護保険サービスや障害福祉サービス等を適用する場合(いわゆる2人介助)には介護保険サービスではケアプランにおいて、障害福祉サービス等では本市の支給決定において、2人介助が予め認められていることが必要になります。

4 補助対象者数

令和6年度は、市内最大1事業所を対象とします。

(市内全域での事業所配置を目標としているため、原則、現時点で補助事業者が所在していない若葉区・稲毛区を中心に事業を実施する事業者を募集します。所在地が若葉区・稲毛区でない場合であっても同地区において積極的にサービス提供する事業者は補助対象とします。)

5 欠格事由

- ① 法人税、消費税及び地方消費税並びに地方税、その他公租公課について未納若しくは滞納がある者
- ② 千葉市暴力団排除条例第9条に規定する暴力団員等又は暴力団密接関係者に該当する者
- ③ 過去5年間に介護保険法、障害者総合支援法に基づく改善等の命令又は指定の取消し若しくは効力停止等の行政処分を受けている者
- ④ 介護保険法又は障害者総合支援法に基づく勧告を受けた場合にあっては、期限までに改善措置を執り報告を行っておらず、市から改善の確認を受けていない者
- ⑤ 特定非営利活動法人にあっては特定非営利活動促進法に基づく改善命令等を受けている者
- ⑥ 道路運送法第3条第1号ハに規定する一般乗用旅客自動車運送事業者であって、事業の停止処分等を受けている者
- ⑦ 個人情報の保護に関する法律および個人情報保護に関する関係諸法令に違反している者

6 補助対象機種

- (1) バッテリーを搭載した電動の昇降機で、車輪やキャタピラ等が付き、外階段において自力で階段の昇り降りができない人を乗せた状態で階段昇降が可能なもの
- (2) 公益財団法人テクノエイド協会ホームページにおいて介護保険法の保険給付の対象の福祉用具として掲載されている「自走式階段昇降機」に分類されるもの
なお、補助対象機種は、公益財団法人テクノエイド協会の「福祉用具検索システム」で検索してください。

公益財団法人テクノエイド協会ホームページ

<http://www.techno-aids.or.jp/>



※「自走式階段昇降機」(分類コード 183012)で掲載されている機種が対象です。

※「PT-Uni 階段昇降機」については、メーカーが製造を中止しています。

7 応募方法

(1) 提出書類

ア 導入支援

- ① 高齢者等階段昇降支援事業補助金交付申請書(様式第1号)
- ② 補助金所要額調書(導入支援)
- ③ 導入計画書
- ④ 対象経費の費用を証明する書類
- ⑤ 登記事項証明書(全部事項)又はその写し
- ⑥ 直近2期分に係る貸借対照表及び損益計算書その他これに準ずる書類
- ⑦ 誓約書
- ⑧ 導入する階段昇降機のカatalog等
- ⑨ 国税の納税証明書(その3の3)
- ⑩ 市民税の納税証明書(千葉市に本社がある事業者のみ提出してください。市外に本社がある場合は、提出不要です。)
- ⑪ 調査同意書

イ 運営支援

- ① 高齢者等階段昇降支援事業補助金交付申請書(運営支援)(様式第2号)
- ② 補助金所要額調書(運営支援)
- ③ 対象経費の費用を証明する書類

(2) 受付期間

令和6年11月18日(月)～令和6年12月13日(金)(土・日曜、祝日を除く。)
午前9時～午後5時(厳守)

(3) 提出先

千葉市役所新庁舎高層棟9階カウンターD 高齢福祉課

(4) 応募にあたっての留意事項

- ア 事前に電話で来庁日時を予約したうえで、高齢福祉課の窓口に直接提出してください。
- イ 提出書類に不備や不足があった場合、書類の再提出を求める場合がありますので余裕をもって提出してください。提出書類のすべてが揃った日が受付日となります。受付期間を経過した場合はいかなる理由があっても受付いたしません。
- ウ 受付期間経過後の書類の差し替えは原則として認めません。
- エ 応募や書類提出に要する費用はすべて応募者の負担となります。
- オ 提出書類は返却しません。

8 審査方法及び審査基準

(1) 要件審査

申請書類による審査を行い、対象者として要件を満たさないと認められる場合は、理由を付して申請事業者へ通知します。

(2) ヒアリング審査

申請書類を基に千葉市高齢者等階段昇降支援事業補助金選考委員会によるヒアリング審査を行い、補助対象事業者を決定します。

なお、審査の対象となったすべての応募者に審査結果を書面で通知するとともに、事業者名等を市ホームページ等において公表します。

<審査基準>

審査項目	評価の視点	配点
1 運営実績(20点)		
① 介護保険サービス等の運営実績	千葉市内の事業所(事業者の所在地が市外でも可)において、介護保険サービス、障害福祉サービス、地域生活支援事業又は高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス等を提供した実績が十分にあること。	10点
② 階段昇降機を活用した階段昇降支援の実績	階段昇降機を活用した階段昇降支援の実績が3年以上(当該補助金申請年度の4月1日時点)あること。	10点
2 事業に対する考え方(20点)		
① ①事業目的	階段昇降機を活用する意義やその効果を理解し、事業目的が公益性を重視したものであること。	10点
② 責任及び役割	事業者としての責任及び役割について理解していること。	5点
③ 事業活動のビジョン	自立的に事業活動を継続・展開するためのビジョンがあること。	5点
3 実施体制(50点)		
① 事業計画の内容	事業計画が妥当かつ具体的であり、導入時からその後の運用までの事業全体について明確に示されていること。	10点
② 対象区域の範囲	広い対象区域でサービスを提供できること(実現可能性が根拠をもって示されていること)。	5点
③ 対象者の範囲	介護保険サービス(訪問介護、訪問看護等で提供される身体介護等)、障害福祉サービス(居宅介護等)、地域生活支援事業(移動支援)又は全額自己負担となる高齢者・障害者の生活支援を行う法定外サービス(介護保険が適用されない目的での外出に関する支援や介護保険サービス事業所の指定を受けていない法人によるサービスなど)等により階段昇降機を活用した幅広い対象者に対する階段昇降支援が可能であること(実現可能性が根拠をもって示されていること)。	10点
④ 人員配置	事業計画を着実に遂行できる人員が確保されていること。	5点
⑤ 安全管理体制及び階段昇降機の保守管理	階段昇降機の操作に補助者を配置して適切な安全管理体制を構築し、賠償責任保険に加入していること。また、階段昇降機を適切に保守管理できること。	5点
⑥ トラブル発生時の対応	トラブルや事故発生時に適切な対応ができること。	5点
⑦ 事業の継続	直近2期分に係る貸借対照表及び損益計算書その他これに準ずる書類により補助対象の期間中において事業の継続に支障がないと認められること。	10点
4 効果(10点)		
①当該補助金が交付された場合の利用者への効果	サービスの提供回数や利用料金について、利用者にとって当該補助金による効果が認められること。	10点

9 応募者の失格等

(1)次の行為を行った場合には、審査対象外とし、失格とします(補助対象者として決定した後に次の行為が判明した場合は、当該決定を取り消し失格とします)。

ア 提出書類提出後に本市に無断で事業計画等の書類記載内容を変更したとき。

イ 提出書類の内容に重大な不備があり、又は虚偽の記載があるとき。

ウ 本市の職員に対して、選定評価に係る働きかけを行ったとき(関係者を通じて本市の職員に対して行われる働きかけを含む)。

(2)委員の平均評価点が6割に満たなかった場合は採択しません。

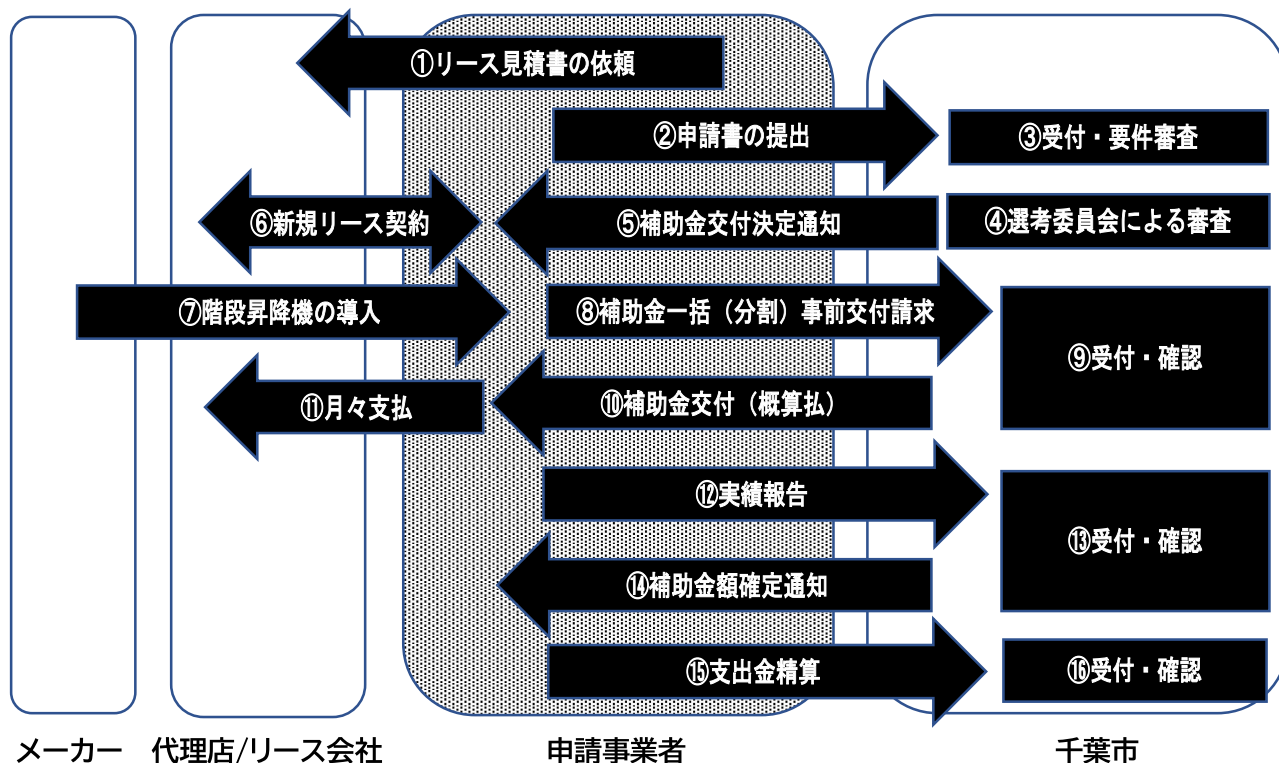
(3)選考の結果、同点となったときなど、調整が必要な場合は、委員間協議により補助対象者を決定します。

10 スケジュール

時期	令和 6 年度新規申請(導入支援)	(参考)令和7年度継続申請
令和6年 11 月 18 日(月)~12 月 13 日(金)	交付申請受付	
令和6年12月16日(月)~12月27日(金)	要件審査	
令和7年1月中旬	ヒアリング審査	
令和7年1月下旬	・補助金決定通知・公表 ・補助金一括(分割)事前交付請求	
令和7年2月上旬	補助金交付(概算払)	
令和7年3月下旬	実績報告	
令和7年4月1日		交付申請受付・書類審査・交付決定
令和7年4月中旬	・補助金額確定 ・支出金精算	補助金の支払い(概算払) 実績報告 ・補助金額確定通知 ・支出金精算
令和7年4月下旬		
令和8年3月下旬		
令和8年4月中旬		

※令和7年度については、当該補助金に係る令和7年度当初予算議案の議決が得られた場合に募集します。

(参考)令和6年度の新規申請(導入支援)の流れ(階段昇降機の新規リースの場合)



- ※ 運営支援に係る補助金(メーカーなどが実施する操作講習の受講費用や修繕費及び本体の性能維持に必要な交換部品費用を対象とした補助金)の交付申請は、導入支援の対象となった階段昇降機に係る経費に限るため、導入支援に係る補助金の交付決定後に随時受け付けます。
- ※ 事業報告書については、事業を開始した日からリース契約又は割賦販売契約の契約期間中(一括払いによる購入の場合は4年)、本市に提出する必要があります。
- ※ 最新の情報は、千葉市高齢福祉課のホームページでお知らせしています。

千葉市高齢福祉課

検索

11 お問い合わせ

千葉市保健福祉局高齢障害部高齢福祉課在宅支援班
 千葉市中央区千葉港1番1号 千葉市役所新庁舎高層棟 9 階 D カウンター
 電 話 043-245-5166 メール korei.HWS@city.chiba.lg.jp

